

4月から医療用ウィッグ購入費補助の補助上限額を拡充します

花巻市では、がん治療による脱毛などの容姿変化を気にせず、安心して療養生活や、治療と仕事の両立など社会参加に前向きに取り組むための一助となるよう、岩手県が行う「岩手県がん患者医療用補正具購入事業費補助金」を活用し、「医療用ウィッグ」購入費用の補助を令和2年7月から始めています。現行の制度では、補助額を購入費用の2分の1（千円未満切り捨て）とし、補助上限額を2万円としておりましたが、1件当たりの購入金額の平均が12万円を超えるため、申請者から補助額の拡充を望む声があったことから、令和3年4月1日から補助上限額を3万円に拡充して実施します。

事業の概要

- 【対象】** がんと診断され、治療に伴う脱毛の影響により医療用ウィッグを購入した市民
- 【対象経費】** 対象者1人につき、医療用ウィッグ（全頭用）1台分（1回限り）
※ただし、購入するための交通費、送料、代金決済手数料等の諸費用、付属品やケア用品などの購入費用は対象外
- 【補助率】** 購入費用の1/2（千円未満切捨、**上限3万円**）
ただし、令和3年3月31日までの購入については上限額2万円
- 【申請期限】** 購入費用支払い後、6か月以内
やむを得ない事由により6か月以内に申請できなかった場合は、健康づくり課に相談ください。
- 【申請方法】** 所定の申請書類に必要事項を記入の上、下記の書類を添付して郵送又は持参により、健康づくり課・各総合支所健康づくり窓口へ提出（郵送の場合は健康づくり課：南万丁目970-5 に郵送）
- ・がん治療を受けていることを証明する書類（診断書、治療方針計画書、治療方法手術に関する説明書など）の写し
 - ・医療用ウィッグを購入したことを証明する書類（品名や金額が記載されている領収書）の写し
 - ・本人確認書類（運転免許証、保険証、マイナンバーカードなど）
 - ・口座通帳の写し
- ※申請様式は健康づくり課、各総合支所健康づくり窓口に備え付けているほか、市ホームページからダウンロードできます
- 【補助実績】** 令和2年4月1日から令和3年3月26日
21件、補助額合計40万3千円

〈参考〉

岩手県がん患者医療用補正具購入事業費補助金について

補助対象：がん患者に購入補助を行う市町村

補助額等：市町村が、がん患者の方に医療用ウィッグ（全頭用）の購入費用を補助する場合、市町村が補助した額の1/2を県が市町村に補助（上限：1件当たり1万円）